

令和8年  
6月号

# 水口城趾

発行：甲賀警察署  
連絡先：  
0748-62-4155

## 大麻等薬物乱用の防止

### ～ダメ！ゼッタイ！薬物は魔物です！！～

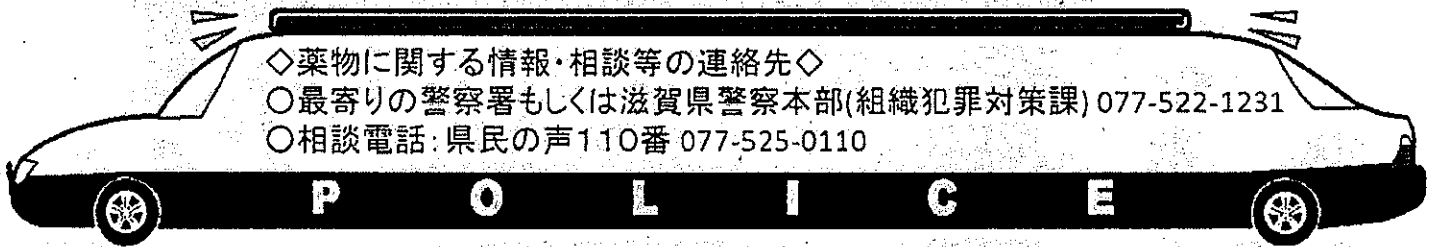


覚醒剤や大麻等の違法薬物に関するニュースは、後を絶ちません。令和7年中における滋賀県内の薬物事犯検挙人員は82人で、そのうち半数以上の48人が大麻事犯での検挙人員となり、大麻事犯検挙人員は過去最多となりました。

違法薬物に手を出すきっかけの多くは、知人友人らに誘われたこととなります。ちょっとした好奇心から違法薬物に手を出すと、薬物が持つ強い依存性によって自分の意志ではやめられなくなってしまいます。

このようなことにならないよう、薬物には絶対に手を出さないようにしましょう。薬物は、

**「買わない、使わない、関わらない」**



◇薬物に関する情報・相談等の連絡先◇  
○最寄りの警察署もしくは滋賀県警察本部(組織犯罪対策課) 077-522-1231  
○相談電話：県民の声110番 077-525-0110

## 不法就労・不法滞在の防止

不法就労・不法滞在の増加が懸念されるため警察は取締りを強化しています。

不法就労は雇用者も処罰対象となるため、外国人を雇用する際は、旅券や在留カードの実物を必ず確認してください。

在留カードを確認する際は、在留資格、在留期間の確認を徹底するように、お願いします。



- ★ 在留カードや旅券は、実物を確認しましたか？
- ★ 在留資格は正当なものですか？在留期限は過ぎていませんか？
- ★ パスポートと在留カードの顔写真は本人に間違いありませんか？
- ★ パスポートの査証と在留カードに矛盾はありませんか？

わたしは

大麻アマリ

NO

断る。恋人、家族、信頼、愛、何よりも、健康を大切にする。



「持たない、使わない、断る。」

「1回くらい…」 「私だけじゃないし」